

令和 6 年 3 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

・ 議案第 25 号	大東市基金条例	
	(1) 令和 6 年 4 月 1 日施行分	1
	(2) 令和 6 年 6 月 1 日施行分	3
・ 議案第 26 号	大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	
	(1) 公布の日施行分	7
	(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日施行分	17
・ 議案第 27 号	大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	19
	大東市職員の育児休業等に関する条例	25
	大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	25
・ 議案第 28 号	大東市附属機関条例	
	(1) 公布の日施行分	29
	(2) 令和 6 年 4 月 1 日施行分	31
・ 議案第 29 号	大東市環境の保全等の推進に関する条例	33
・ 議案第 30 号	大東市手数料条例	37
・ 議案第 31 号	大東市男女共同参画推進条例	43
・ 議案第 32 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	47
・ 議案第 33 号	大東市立子ども発達支援センター条例	51
・ 議案第 34 号	大東市介護保険条例	53
・ 議案第 35 号	大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	61

大東市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例----- 6 3

- ・ 議案第 3 6 号 大東市手数料条例----- 6 5
- ・ 議案第 3 7 号 大東市企業立地促進条例----- 7 1
- ・ 議案第 3 8 号 大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例----- 7 3
- ・ 議案第 3 9 号 大東市水道事業給水条例----- 7 5

議案第25号

大東市基金条例 新旧対照表

新	
<令和6年4月1日施行分>	
第1条 (略)	
(設置)	
第2条 (略)	
基金の名称	設置の目的
大東市介護給付費準備基金	(略)
大東市子ども基金	(略)
大東市学校施設整備基金	(略)
2 ～ 3 (略)	
第3条 ～ 第8条 (略)	

主要改正点

- ・大東市教育文化基金、大東市魅力づくり基金、大東市産業振興基金及び大東市土地開発基金を廃止したこと。

旧	
第1条 (略)	
(設置)	
第2条 (略)	
基金の名称	設置の目的
大東市介護給付費準備基金	(略)
<u>大東市教育文化基金</u>	<u>国語力育成等、教育及び文化の向上に要する経費に充てるため資金を積み立てること。</u>
大東市子ども基金	(略)
<u>大東市魅力づくり基金</u>	<u>魅力あるまちづくりの推進に要する経費に充てるため資金を積み立てること。</u>
大東市学校施設整備基金	(略)
<u>大東市産業振興基金</u>	<u>産業の振興に要する経費に充てるため資金を積み立てること。</u>
2 ～ 3 (略)	
第3条 ～ 第8条 (略)	

新

<令和6年6月1日施行分>

第1条 (略)

(設置)

第2条 (略)

2 (略)

基金の名称	設置の目的
大東市奨学貸付基金	(略)

3 (略)

(積立て)

第3条 基金(前条第2項に規定する基金を除く。)として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

(処分)

第4条 基金(第2条第2項に規定する基金を除く。)は、第2条に規定する設置の目的を達成するための事業等に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(管理)

第5条 基金(第2条第2項に規定する基金を除く。)に属する現金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れその他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

第6条 (略)

(運用収益の処理)

旧

第1条 (略)

(設置)

第2条 (略)

2 (略)

基金の名称	設置の目的
大東市奨学貸付基金	(略)
<u>大東市土地開発基金</u>	<u>公共若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得するため、及びこれらの土地を取得するのに要する資金を貸し付けるため資金を運用すること。</u>

3 (略)

(積立て)

第3条 基金(前条第2項に規定する基金(大東市土地開発基金を除く。)を除く。)として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

(処分)

第4条 基金(第2条第2項に規定する基金(大東市土地開発基金を除く。)を除く。)は、第2条に規定する設置の目的を達成するための事業等に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(管理)

第5条 基金(第2条第2項に規定する基金(大東市土地開発基金を除く。)を除く。)に属する現金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れその他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

第6条 (略)

(運用収益の処理)

新

第7条 基金（第2条第2項に規定する基金を除く。）の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、それぞれ当該収益の生じた基金に積み立てるものとする。

第8条 （略）

旧

第7条 基金（第2条第2項に規定する基金（大東市土地開発基金を除く。）を除く。）の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、それぞれ当該収益の生じた基金に積み立てるものとする。

第8条 （略）

議案第26号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

新									
<p><公布の日施行分></p> <p>本則 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市長</td> <td>(4) (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>(6) 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>(8) 大阪府障害者扶養共済制度条例(昭和45年大阪府条例第3号)による</u></td> </tr> </tbody> </table>		執行機関	事務	市長	(4) (略)	<u>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(6) 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(8) 大阪府障害者扶養共済制度条例(昭和45年大阪府条例第3号)による</u>
執行機関	事務								
市長	(4) (略)								
	<u>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>								
	<u>(6) 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>								
	<u>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>								
	<u>(8) 大阪府障害者扶養共済制度条例(昭和45年大阪府条例第3号)による</u>								

主要改正点

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。
- ・小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務等の処理に関して、個人番号を利用することができるようにしたこと。
- ・重度障害者に対する医療費の助成に関する事務等の処理に関して、庁内で利用することができる特定個人情報を追加したこと。

新旧対照表

旧					
<p>本則 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長</td> <td>(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		執行機関	事務	市長	(4) (略)
執行機関	事務				
市長	(4) (略)				

新

掛金の減免に関する事務であって規則で定めるもの

(9) (略)

(10) (略)

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(3) 大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例による重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(3) (略)
		<u>(4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
	(4) 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(3) (略)
		<u>(4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
	(5) 大東市子どもの医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略)
		(2) (略)
		<u>(3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
	(6) (略)	
	(7) 外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規

旧

(5) (略)

(6) (略)

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(3) 大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例による重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(3) (略)
	(4) 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(3) (略)
	(5) 大東市子どもの医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略)
		(2) (略)
	(6) (略)	
	(7) 外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>(平成17年法律第123号)</u> による自立支援給付

新	
	<p>則で定めるもの</p>
	<p>(12) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。<u>以下「中国残留邦人等支援法」という。</u>）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	

旧	
	<p>の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(12) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は <u>地域生活支援事業の実施</u> に関する事務であって規則で定めるもの	

新

<p>(9) <u>児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p>(1) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p>(2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p>(3) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p>(4) <u>外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p>(5) <u>中国残留邦人等支援法による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>
<p>(10) <u>障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p>(1) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p>(2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p>(3) <u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p>(4) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p>(5) <u>外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
<p>(11) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であ</u></p>	<p>(1) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p>(2) <u>地方税関係情報であって規</u></p>

旧

--	--	--

新

<u>って規則で定めるもの</u>	<u>則で定めるもの</u>
	<u>(3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>(12) 大阪府障害者扶養共済制度条例による掛金の減免に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>(13)</u> (略)	
<u>(14)</u> (略)	
<u>(15)</u> (略)	(略)
<u>(16)</u> (略)	
<u>(17)</u> (略)	(略)

旧

<u>(9)</u> (略)	
<u>(10)</u> (略)	
<u>(11)</u> (略)	(略)
<u>(12)</u> (略)	
<u>(13)</u> (略)	(略)

新

<行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日施行分>

第1条 ～ 第3条 （略）

（個人番号の利用範囲）

第4条 （略）

2 ～ 3 （略）

4 本市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

5 第3項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条 （略）

旧

第1条 ～ 第3条 （略）

（個人番号の利用範囲）

第4条 （略）

2 ～ 3 （略）

4 本市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

5 前2項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条 （略）

議案第27号

大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 大東市職員の育児休業等に関する条例
 大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

新		
(大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)		
第1条 ～ 第2条 (略)		
(会計年度任用職員の給与)		
第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいう。		
第4条 ～ 第7条 (略)		
<u>期末手当及び勤勉手当</u>		
第8条 <u>一般職給与条例第27条(第1項後段、第3項、第5項及び第6項を除く。)</u> から <u>第28条(第1項後段、第2項第2号、第4項及び第5項を除く。)</u> までの規定は、 <u>任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について準用する。</u> <u>この場合において、次の表の左欄に掲げる一般職給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u>		
<u>第27条第4項</u>	<u>給料及び扶養手当の月額並びにこれらに</u>	<u>給料の月額及びこれに</u>
<u>第28条第2項第1号</u>	<u>勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した</u>	<u>勤勉手当基礎額</u>

主要改正点

- ・ 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとしたこと。

新旧対照表

旧	
第1条 ～ 第2条 (略)	
(会計年度任用職員の給与)	
第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び期末手当</u> をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬 <u>及び期末手当</u> をいう。	
第4条 ～ 第7条 (略)	
<u>期末手当)</u>	
第8条 <u>一般職給与条例第27条(第1項後段、第3項、第5項及び第6項を除く。)</u> から <u>第27条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。</u> <u>この場合において、一般職給与条例第27条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに」とあるのは、「給料の月額及びこれに」と読み替えるものとする。</u>	

新

	<u>日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額</u>
--	--

2 (略)

3 6月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第9条 ～ 第14条 (略)

(期末手当及び勤勉手当)

第15条 一般職給与条例第27条（第1項後段、第3項、第5項及び第6項を除く。）から第28条（第1項後段、第2項第2号、第4項及び第5項を除く。）までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の期末手当及び勤勉手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる一般職給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第27条第4項</u>	<u>それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>	<u>それぞれの基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額</u>
----------------	--	--

旧

2 (略)

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第9条 ～ 第14条 (略)

(期末手当)

第15条 一般職給与条例第27条（第1項後段、第3項、第5項及び第6項を除く。）から第27条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の期末手当について準用する。この場合において、一般職給与条例第27条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

新

<p><u>第28条第2項</u> <u>第1号</u></p>	<p><u>勤勉手当基礎額に当該職員が</u> <u>それぞれその基準日現在（退職</u> <u>し、若しくは失職し、又は死亡</u> <u>した職員にあっては、退職し、</u> <u>若しくは失職し、又は死亡した</u> <u>日現在。次項において同じ。）に</u> <u>おいて受けるべき扶養手当の</u> <u>月額及びこれに対する地域手</u> <u>当の月額の合計額を加算した</u> <u>額</u></p>	<p><u>勤勉手当基礎額</u></p>
<p><u>第28条第3項</u></p>	<p><u>それぞれの基準日現在におい</u> <u>て職員が受けるべき給料の月</u> <u>額及びこれに対する地域手当</u> <u>の月額の合計額</u></p>	<p><u>それぞれの基準日以前6か月</u> <u>以内のパートタイム会計年度</u> <u>任用職員としての在職期間に</u> <u>おける報酬（フルタイム会計年</u> <u>度任用職員との均衡を考慮し</u> <u>て規則で定める額を除く。）の</u> <u>1月当たりの平均額</u></p>

2 (略)

3 6月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第16条 ～ 第25条 (略)

旧

2 (略)

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第16条 ～ 第25条 (略)

新

(大東市職員の育児休業等に関する条例)

第1条 ～ 第8条 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)

第9条 (略)

2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整)

第10条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その者に係る育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日(給与条例第5条第4項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日において、昇給の場合に準じ、その者の給料月額を調整することができる。

第11条 ～ 第27条 (略)

(大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)

第1条 ～ 第17条 (略)

(会計年度任用企業職員の給与)

第18条 (略)

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員給料、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

旧

第1条 ～ 第8条 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)

第9条 (略)

2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整)

第10条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その者に係る育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日(給与条例第5条第4項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日において、昇給の場合に準じ、その者の給料月額を調整することができる。

第11条 ～ 第27条 (略)

第1条 ～ 第17条 (略)

(会計年度任用企業職員の給与)

第18条 (略)

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員給料、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当

新

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員
給料、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、通勤
手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

2 (略)

第19条 (略)

旧

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員
給料、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、通勤
手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

2 (略)

第19条 (略)

大東市附属機関条例 新旧対照表

新			
<公布の日施行分>			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市総合評価審査委員会	(略)	(略)
	<u>大東市プロポーザル方式事業者選定委員会</u>	<u>本市が発注する業務を行う事業者等をプロポーザル方式により選定する場合における事案ごとの当該事業者の選定の基準の策定及び当該事業者の選定に当たっての審査に関する事務</u>	<u>事案ごとに10人以内</u>
	大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会	(略)	(略)

主要改正点

- ・市長の附属機関に大東市プロポーザル方式事業者選定委員会及び大東市文化財保存活用地域計画協議会を加え、大東市立学校施設整備基本設計等事業者選定委員会を廃止したこと。

旧			
<公布の日施行分>			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市総合評価審査委員会	(略)	(略)
	大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会	(略)	(略)
	<u>大東市立学校施設整備基本設計等事</u>	<u>本市が設置する小学校及び中学校(以下「小・中学校」という。)の施</u>	<u>10人以内</u>

新

教育委員会	大東市義務教育諸 学校教科用図書選 定委員会	<u>本市が設置する小学校及び中学校</u> (以下「小・中学校」という。)で使 用する教科用図書の選定について の審議に関する事務	6人以内

<令和6年4月1日施行分>

本則 (略)

別表 (第2条関係)

附属機関の属 する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市飯盛城跡の 調査研究に関する 専門委員会	(略)	(略)
	<u>大東市文化財保存 活用地域計画協議 会</u>	<u>大東市文化財保存活用地域計画の 作成及び変更に関する協議並びに 同計画の実施に係る連絡調整に関 する事務</u>	<u>10人以内</u>

旧

	<u>業者選定委員会</u>	<u>設の整備に係る基本設計及び実施 設計を行う事業者のプロポーザル 方式による選定についての審議に 関する事務</u>	
教育委員会	大東市義務教育諸 学校教科用図書選 定委員会	<u>小・中学校で使用する教科用図書の</u> 選定についての審議に関する事務	6人以内

本則 (略)

別表 (第2条関係)

附属機関の属 する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市飯盛城跡の 調査研究に関する 専門委員会	(略)	(略)

議案第29号

大東市環境の保全等の推進に関する条例 新旧対照表

新

第1条 ～ 第38条 (略)

(地下水採取の制限)

第39条 何人も、規則で定める地域（以下「地下水採取規制地域」という。）内の井戸より、地下水を採取してはならない。ただし、規則で定める用途に供するための地下水の採取である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて地下水採取を中止するよう勧告し、又は命ずることができる。

(地下水採取の届出等)

第40条 地下水採取規制地域において井戸から地下水を採取する者（井戸の設置の工事を行っている者を含む。）は、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- (2) 井戸の設置場所
- (3) 地下水採取の目的
- (4) 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積の合計
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をする者は、当該届出に係る地下水の採取が同項各号に掲げる事項に適合しているかどうかについて、市長が行う検査を受けなければならない。

3 前項の場合において、当該届出をする者（国及び地方公共団体を除く。）は、同項の検査について、1件につき2,000円の手数料を納付しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第41条 前条第1項の届出をした者（以下「井戸使用者」という。）は、その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）に変更があったときは、速やかに規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

主要改正点

- ・地下水採取規制地域における地下水採取の届出に関する検査を実施するとともに、これに係る手数料を徴収することとしたこと。

旧

第1条 ～ 第38条 (略)

(地下水採取の制限)

第39条 何人も、規則で定める地域（以下「地下水採取規制地域」という。）内の井戸より、地下水を採取してはならない。ただし、規則で定める用途に供するための地下水の採取である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて地下水採取を中止するよう勧告し、又は命ずることができる。

(地下水採取の届出)

第40条 地下水採取規制地域において井戸から地下水を採取する者（井戸の設置の工事を行っている者を含む。）は、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- (2) 井戸の設置場所
- (3) 地下水採取の目的
- (4) 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積の合計
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(氏名等の変更の届出)

第41条 前条の届出をした者（以下「井戸使用者」という。）は、その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）に変更があったときは、速やかに規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

新

(承継)

第42条 井戸使用者から第40条第1項に基づく届出が行われた井戸（以下「届出井戸」という。）を譲り受け、又は借り受けて地下水を採取する者は、当該届出井戸に係る井戸使用者の地位を承継する。

2 ～ 3 (略)

第43条 ～ 第69条 (略)

(公表)

第70条 市長は、この条例の規定による命令に従わない場合、及び第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、第58条の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をした者については、その者の氏名その他必要な事項を公表することができる。

2 (略)

第71条 ～ 第73条 (略)

旧

(承継)

第42条 井戸使用者から第40条に基づく届出が行われた井戸（以下「届出井戸」という。）を譲り受け、又は借り受けて地下水を採取する者は、当該届出井戸に係る井戸使用者の地位を承継する。

2 ～ 3 (略)

第43条 ～ 第69条 (略)

(公表)

第70条 市長は、この条例の規定による命令に従わない場合、及び第40条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、第58条の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をした者については、その者の氏名その他必要な事項を公表することができる。

2 (略)

第71条 ～ 第73条 (略)

議案第30号

大東市手数料条例 新旧対照表

新		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区分	手数料の額	
1 <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づくもの</u>	<u>戸籍の謄抄本の交付又は戸籍法第120条第1項に規定する戸籍証明書(以下この項において「戸籍証明書」という。)の交付</u>	<u>1通につき 450円</u>
	<u>除かれた戸籍の謄抄本の交付又は戸籍法第120条第1項に規定する除籍証明書(以下この項において「除籍証明書」という。)の交付</u>	<u>1通につき 750円</u>
	<u>戸籍に記載された事項に関する証明書の交付</u>	<u>証明事項1件につき 350円</u>
	<u>除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書の交付</u>	<u>証明事項1件につき 450円</u>
	<u>戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号(以下この項において「戸籍電子証明書提供用識別符号」という。)の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下この項において「情報通信技術活用法」という。)第7</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</u>

主要改正点

- ・戸籍法の改正により新たに本市が処理することとなる戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する事務等について、手数料を徴収することとしたこと。

旧		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区分	手数料の額	
1 <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づくもの</u>	<u>戸籍の謄抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	<u>1通につき 450円</u>
	<u>除かれた戸籍の謄抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	<u>1通につき 750円</u>
	<u>戸籍に記載された事項に関する証明書の交付</u>	<u>証明事項1件につき 350円</u>
	<u>除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書の交付</u>	<u>証明事項1件につき 450円</u>
	<u>届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の書類に記載された事項の証明書の交付</u>	<u>1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあって</u>

新

条第1項の規定により情報通信技術活用法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する戸籍電子証明書(以下この項において「戸籍電子証明書」という。)の請求が情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号(以下この項において「除籍電子証明書提供用識別符号」という。)の発行(情報通信技術活用法第7条第1項の規定により情報通信技術活用法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍法第120条の3

除籍電子証明書提供用識別符号1件につき
700円

旧

		<u>ては、1,400円とする。</u>
	<u>戸籍法第48条第2項の書類の閲覧</u>	<u>書類1件につき</u> <u>350円</u>
備考 (略)		

新

第1項に規定する除籍電子証明書(以下この項において「除籍電子証明書」という。)の請求が情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の書類に記載された事項の証明書又は同法第120条の4第1項に規定する届書等情報(以下この項において「届書等情報」という。)の内容の証明書の交付

戸籍法第48条第2項の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧

1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。

書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

備考 (略)

旧

議案第31号

大東市男女共同参画推進条例 新旧対照表

新
<p>大東市では、<u>市民の基本的人権の尊重をまちづくりの理念の重要な柱として位置付けて</u>います。「差別撤廃・人権擁護都市」の宣言や「大東市人権尊重のまちづくり条例」の制定など様々な人権施策を推進する中、男女共同参画社会の実現を目指し、性差別の解消と男女の自立に向けた施策に積極的に取り組んでいます。</p> <p>また、国においても、国際連合の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女雇用機会均等法などの国内法や諸方策の整備を図り、社会的・文化的に形成された性差に縛られない男女共同参画社会の実現を目指した男女共同参画社会基本法を制定するとともに、様々な取組が進められています。</p> <p>しかしながら、現実には性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度、慣行が根強く残っており、依然として男女間の不平等や人権侵害が生じています。また、少子高齢化や高度情報社会の進展など社会経済情勢も急激に変化しています。</p> <p>このような状況の中で、大東市は、男女が性別にかかわらず自らの意思によって個人の能力と個性を十分に発揮し、職場、学校、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野に対等に参画し共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指して、ここにこの条例を制定します。</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) <u>性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。</u></p> <p>(9) <u>ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。</u></p> <p>第3条 ～ 第7条 (略)</p>

主要改正点

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されたこと等に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
<p>大東市では「<u>いきいき安心のまち・大東</u>」を市政運営の基本としてまちづくりを進めており、<u>市民の基本的人権の尊重をその重要な柱として位置付けて</u>います。「差別撤廃・人権擁護都市」の宣言や「大東市人権尊重のまちづくり条例」の制定など様々な人権施策を推進する中、男女共同参画社会の実現を目指し、性差別の解消と男女の自立に向けた施策に積極的に取り組んでいます。</p> <p>また、国においても、国際連合の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女雇用機会均等法などの国内法や諸方策の整備を図り、社会的・文化的に形成された性差に縛られない男女共同参画社会の実現を目指した男女共同参画社会基本法を制定するとともに、様々な取組が進められています。</p> <p>しかしながら、現実には性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度、慣行が根強く残っており、依然として男女間の不平等や人権侵害が生じています。また、少子高齢化や高度情報社会の進展など社会経済情勢も急激に変化しています。</p> <p>このような状況の中で、大東市は、男女が性別にかかわらず自らの意思によって個人の能力と個性を十分に発揮し、職場、学校、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野に対等に参画し共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指して、ここにこの条例を制定します。</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>第3条 ～ 第7条 (略)</p>

新

(性別による人権侵害等の禁止)

第8条 (略)

2 何人も、あらゆる分野において、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別その他の人権侵害を行ってはならない。

第9条 ～ 第22条 (略)

旧

(性別による人権侵害等の禁止)

第8条 (略)

2 何人も、あらゆる分野において、性同一性障害であること、先天的に身体上の性別が不明瞭であることその他の理由により人権侵害を行ってはならない。

第9条 ～ 第22条 (略)

議案第32号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新

第1条 ～ 第14条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 (略)

(1) (略)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3) ～ (4) (略)

2 (略)

第16条 ～ 第34条 (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定

主要改正点

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第14条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 (略)

(1) (略)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3) ～ (4) (略)

2 (略)

第16条 ～ 第34条 (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る

新

した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条（略）

2（略）

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 ～ 第53条（略）

旧

利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条（略）

2（略）

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 ～ 第53条（略）

議案第33号

大東市立子ども発達支援センター条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第2条 (略) (業務)
第3条 (略)
(1) <u>法第43条に規定する児童発達支援センター</u> としての法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する業務
<u>(2)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)
<u>(4)</u> <u>前3号</u> に掲げるもののほか、センターの運営に付随する業務（施設の利用に要する費用の徴収を含む。）
第4条 ～ 第6条 (略) (利用者)
第7条 (略)
(1) 第3条第1号に掲げる業務 次に掲げる障害児のうち、おおむね就学前の児童
ア ～ イ (略)
(2) <u>第3条第3号</u> に掲げる業務 法第24条の2第6第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
第8条 ～ 第9条 (略)

主要改正点

- ・児童福祉法の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
第1条 ～ 第2条 (略) (業務)
第3条 (略)
(1) <u>法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター</u> としての法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する業務
<u>(2)</u> <u>法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター</u> としての法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関する業務
<u>(3)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)
<u>(5)</u> <u>前各号</u> に掲げるもののほか、センターの運営に付随する業務（施設の利用に要する費用の徴収を含む。）
第4条 ～ 第6条 (略) (利用者)
第7条 (略)
(1) 第3条第1号 <u>及び第2号</u> に掲げる業務 次に掲げる障害児のうち、おおむね就学前の児童
ア ～ イ (略)
(2) <u>第3条第4号</u> に掲げる業務 法第24条の2第6第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
第8条 ～ 第9条 (略)

議案第34号

大東市介護保険条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第3条 (略)
(保険料率)
第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34, 682円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52, 214円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52, 595円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68, 602円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76, 224円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>91, 469円</u>
ア (略)
イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、 <u>第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u> に該当する者を除く。)

主要改正点

- ・介護保険の第1号被保険者の保険料率を改定したこと。

旧
第1条 ～ 第3条 (略)
(保険料率)
第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38, 520円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57, 780円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57, 780円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69, 336円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>77, 040円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>92, 448円</u>
ア (略)
イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ <u>又は第11号イ</u> に該当する者を除く。)

新

(7) 次のいずれかに該当する者 99,092円

ア (略)

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 114,336円

ア (略)

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 129,581円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 144,826円

ア 合計所得金額が4,200,000円以上5,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 160,071円

旧

(7) 次のいずれかに該当する者 100,152円

ア (略)

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 115,560円

ア (略)

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 130,968円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 138,672円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 154,080円

新

ア 合計所得金額が5,200,000円以上6,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 175,316円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 182,938円

ア 合計所得金額が7,200,000円以上8,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 190,560円

ア 合計所得金額が8,200,000円以上9,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 198,183円

ア 合計所得金額が9,200,000円以上10,200,000円未満である者で

旧

ア 合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

新

あり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 205,805円

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者 21,724円

(2) 前項第2号に掲げる者 36,969円

(3) 前項第3号に掲げる者 52,214円

第5条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第7条 ～ 第21条 (略)

旧

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 169,488円

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者 23,112円

(2) 前項第2号に掲げる者 38,520円

(3) 前項第3号に掲げる者 53,928円

第5条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第7条 ～ 第21条 (略)

議案第35号

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

大東市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

新

(大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

第1条 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)

第2条 (略)

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法第8条第23項に規定する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条第1号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

第3条 (略)

(記録の保存年限)

第4条 前条の規定にかかわらず、指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項に規定するサービスの提供の記録は、当該サービスを提供した日(指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項第1号、第17条第2項第1号、第36条第2項第1号、第40

主要改正点

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)

第2条 (略)

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法第8条第23項に規定する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

第3条 (略)

(記録の保存年限)

第4条 前条の規定にかかわらず、指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項に規定するサービスの提供の記録は、当該サービスを提供した日(指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項第1号、第17条第2項第1号、第36条第2項第1号、第40

新

条の15第2項第1号、第60条第2項第1号、第87条第2項第1号及び第2号、第107条第2項第1号、第128条第2項第1号、第156条第2項第1号並びに第181条第2項第1号及び第2号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第3条の40第2項第6号、第17条第2項第4号、第36条第2項第4号、第40条の15第2項第5号、第60条第2項第4号、第87条第2項第5号、第107条第2項第4号、第128条第2項第5号、第156条第2項第4号及び第181条第2項第7号に掲げる通知に係る記録にあつては当該通知の日) から5年間保存するものとする。

第5条 ～ 第6条 (略)

(大東市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(記録の保存年限)

第4条 前条の規定にかかわらず、指定地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項に規定するサービスの提供の記録は、当該サービスを提供した日(第40条第2項第1号、第63条第2項第1号及び第2号並びに第84条第2項第1号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第40条第2項第4号、第63条第2項第5号及び第84条第2項第4号に掲げる通知に係る記録にあつては当該通知の日) から5年間保存するものとする。

第5条 (略)

旧

条の15第2項第1号、第60条第2項第1号、第87条第2項第1号及び第2号、第107条第2項第1号、第128条第2項第1号、第156条第2項第1号並びに第181条第2項第1号及び第2号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第3条の40第2項第5号、第17条第2項第3号、第36条第2項第3号、第40条の15第2項第4号、第60条第2項第3号、第87条第2項第5号、第107条第2項第4号、第128条第2項第5号、第156条第2項第4号及び第181条第2項第7号に掲げる通知に係る記録にあつては当該通知の日) から5年間保存するものとする。

第5条 ～ 第6条 (略)

第1条 ～ 第3条 (略)

(記録の保存年限)

第4条 前条の規定にかかわらず、指定地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項に規定するサービスの提供の記録は、当該サービスを提供した日(第40条第2項第1号、第63条第2項第1号及び第2号並びに第84条第2項第1号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第40条第2項第3号、第63条第2項第5号及び第84条第2項第4号に掲げる通知に係る記録にあつては当該通知の日) から5年間保存するものとする。

第5条 (略)

大東市手数料条例 新旧対照表

新		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区分	手数料の額	
16 (略)	(略)	(略)

主要改正点

- ・大阪府から本市に権限が移譲されている事務が廃止されることに伴い、当該事務に係る手数料を廃止したこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
区分	手数料の額		
16 (略)	(略)		(略)
<u>17 宅地造成等規制法の一部を改正する法律</u> (令和4年法律第55号) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域の	<u>旧法第8条第1項の規定に基づく許可の申請</u>	<u>切土又は盛土をする土地(以下この項において「土地」という。)の面積が500m²以内のとき</u> <u>土地の面積が500m²を超え1,000m²以下のとき</u> <u>土地の面積が1,000m²を超え2,000m²以下のとき</u> <u>土地の面積が2,000m²を超え5,000m²以下のとき</u> <u>土地の面積が5,000m²を超え10,000m²以下のとき</u>	<u>1件につき 13,000円</u> <u>1件につき 23,000円</u> <u>1件につき 33,000円</u> <u>1件につき 51,000円</u> <u>1件につき 73,000円</u>

新

--	--	--

旧

<p><u>区域内における宅地造成に関する工事等の規制に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「旧法」という。）に基づくもの</u></p>	<p><u>土地の面積が10,000m²を超え20,000m²以下</u>のとき</p>	<p><u>1件につき 120,000円</u></p>
	<p><u>土地の面積が20,000m²を超え40,000m²以下</u>のとき</p>	<p><u>1件につき 180,000円</u></p>
	<p><u>土地の面積が40,000m²を超え70,000m²以下</u>のとき</p>	<p><u>1件につき 270,000円</u></p>
	<p><u>土地の面積が70,000m²を超え100,000m²以下</u>のとき</p>	<p><u>1件につき 360,000円</u></p>
	<p><u>土地の面積が100,000m²を超えるとき</u></p>	<p><u>1件につき 460,000円</u></p>
	<p><u>旧法第12条第1項の規定に基づく許可の申請</u></p>	<p><u>1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が460,000円を超えるときは、460,000円とする。</u></p> <p><u>ア 土地に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土地の面積、土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土地</u></p>

新

<u>17</u> (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

旧

		<p><u>の面積) に応じ旧法第8条第1項の規定に基づく許可の申請の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 新たな土地の編入に係る土地に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土地の面積に応じ旧法第8条第1項の規定に基づく許可の申請の項に規定する額</u></p> <p><u>ウ その他の変更については、12,000円</u></p>
	<u>旧法第2条第2号の規定に基づく宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付</u>	<u>1件につき 4,800円</u>
	<u>旧法第8条第1項又は第12条第1項の規定に基づく許可を受けたことを証する書面の交付</u>	<u>1件につき 980円</u>
<u>18</u> (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

議案第 37 号

大東市企業立地促進条例 新旧対照表

新
第 1 条 (略) (定義)
第 2 条 (略)
(1) 事業者 <u>統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類</u> に掲げる大分類E(製造業)、大分類G(情報通信業)、大分類H(運輸業、郵便業)又は大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業に該当する事業者をいう。
(2) ～ (7) (略)
第 3 条 ～ 第 1 6 条 (略)

主要改正点

- ・日本標準産業分類が改定されることに伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
第 1 条 (略) (定義)
第 2 条 (略)
(1) 事業者 <u>日本標準産業分類(平成21年3月23日付け総務省告示第175号)</u> に掲げる大分類E(製造業)、大分類G(情報通信業)、大分類H(運輸業、郵便業)又は大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業に該当する事業者をいう。
(2) ～ (7) (略)
第 3 条 ～ 第 1 6 条 (略)

議案第38号

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

新

第1条 ～ 第5条 (略)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

第7条 ～ 第8条 (略)

主要改正点

・地方自治法の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第5条 (略)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

第7条 ～ 第8条 (略)

議案第39号

大東市水道事業給水条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第3条 (略) (給水装置の新設等の申込み)
第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。) <u>第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
2 (略)
第5条 ～ 第34条 (略) (給水装置の基準違反に対する措置)
第35条 (略)
2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、 <u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。
第36条 ～ 第37条 (略) (過料)
第38条 (略)
(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
(2) ～ (4) (略)
第39条 ～ 第42条 (略)

主要改正点

- ・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
第1条 ～ 第3条 (略) (給水装置の新設等の申込み)
第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。) <u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
2 (略)
第5条 ～ 第34条 (略) (給水装置の基準違反に対する措置)
第35条 (略)
2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、 <u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。
第36条 ～ 第37条 (略) (過料)
第38条 (略)
(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
(2) ～ (4) (略)
第39条 ～ 第42条 (略)

印刷物番号

5 - 7 1
